

連帯債務 宅建 H13-04-2 <<#730>>**【問】 正誤をつけよ。**

AとBとが共同で、Cから、C所有の土地を2,000万円で購入し、代金を連帯して負担する（連帯債務）と定め、CはA・Bに登記、引渡しをしたのに、A・Bが支払をしない。AとBとが、代金の負担部分を1,000万円ずつと定めていた場合、AはCから2,000万円請求されても、1,000万円を支払えばよい。

【答え】 誤り**<<ポイント>> 連帯債務者に対する履行の請求【★入門】**

債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって**数人が連帯して債務を負担**するときは、**債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求**することができる。（民法436条）

⇒ **連帯債務者は、全額請求された場合、全額支払う義務がある**